

ENERGY STAR®プログラム要件 ディスプレイの製品基準

適合基準 バージョン6.0 第2草案

以下は、ディスプレイのENERGY STAR製品基準バージョン6.0である。ENERGY STARを取得するためには、製品は規定されている基準をすべて満たしていること。

1 定義

A) 製品機種：

- 1) 電子ディスプレイ (ディスプレイ)：多くの場合において、単一筐体に収められている表示画面と関連電子装置を有する市販の製品であり、主機能として、(1) 1つまたは複数の入力（例：VGA、DVI、HDMI、ディスプレイポート、IEEE 1394）を使用するコンピュータ、ワークステーションまたはサーバー、(2) 外部記憶装置（例：USBフラッシュドライブ、メモ리카ード）、または(3) ネットワーク接続からの視覚情報を表示する。
 - a) コンピュータモニタ：コンピュータのユーザーインターフェースや動作中のプログラムを表示する装置であり、一般的にキーボードやマウスを使用して、使用者がコンピュータを操作できるようにする。
 - b) デジタルフォトフレーム：デジタル画像を表示することが主機能である電子装置。また、本製品は、予約タイマー、占有センサー、音響、映像の機能、あるいはブルートゥースまたは無線接続性などの特性を有する可能性がある。
 - c) 表示板 (サイネージ) 用ディスプレイ：一般的に、小売りおよび百貨店、飲食店、博物館、ホテル、屋外会場、空港、会議室、および教育市場向けの表示板として販売されている、表示画面を有する電子装置。

注記：EPAは、表示板用ディスプレイに関して、現在記載されている本製品の販売方法に代わって、画素サイズ（例：平方インチあたりの画素数）などこれら製品の技術的特性に基づいた定義について、関係者の意見を歓迎する。

- #### B) 外部電源装置 (EPS : External Power Supply)：外部電源アダプタとも呼ばれる。ディスプレイの外部にある物理的に別の筐体に収められており、ディスプレイに給電するために、幹線電力からの線間電圧交流入力をより低い直流電圧に変換するように設計されている構成装置。EPSは、取外し可能または固定の配線による雄／雌型の電氣的接続、ケーブル、コード、あるいはその他の配線によりディスプレイに接続される。

C) 動作モード：

- 1) オンモード：製品が幹線電力源に接続され、起動しており、主機能を1つ以上提供している消費電力モード。一般用語である「稼働 (active)」、「使用時 (in use)」、および「通常動作 (normal operation)」も本モードを説明するものである。本モードにおける消費電力は、一般的にスリープモードやオフモードにおける消費電力よりも大きい。
- 2) スリープモード：製品が幹線電力源に接続され、音声または画像を生成しておらず、番組情報および／またはデータを送信または受信していない状態において、データまたはネットワーク接続からの指示を受けて、あるいは製品自身の判断により自動的に移行する消費電力モード。製品は、データまたはネットワーク接続、センサー、またはユーザーインターフェース装置に反応して、本モードからオンモードに切り変わることができる。スリープモードの間、製品は、不定時間にわたり持続する可能性のある以下の使用者指向または保護機能を1つ以上提供する。

- a) 占有センサー、遠隔制御装置、または内部タイマーを使用した（オンモードを含む）他のモードの開始または解除の支援。
 - b) 持続機能：時計など情報または状態の表示。または、
 - c) 持続機能：センサーを利用した機能。
- 3) オフモード：製品が幹線電力源に接続され、オンモードまたはスリープモード機能のいずれも提供していない消費電力モードであり、このモードは不定時間にわたり持続する可能性がある。製品は、使用者が手動電源スイッチを直接操作することによってのみオフモードを終了することができる。

注記：類似する製品間において定義を標準化する取り組みにおいて、ディスプレイ製品のオンモード、スリープモードおよびオフモードの定義はENERGY STARテレビジョン受信器基準から採用され、明確にするために修正された。EPAは、この修正された定義に対する関係者の意見を歓迎する。これら定義の使用は、本基準の策定過程において検討されるデータの適用性または適合に影響しないというのが、EPAの見解である。

- D) 輝度：任意の方向に進む光の単位面積あたりの光度の測光値であり、カンデラ毎平方メートル（cd/m²）の単位で表される。
- 1) 最大輝度：製造事業者が取扱説明書等において規定する、ディスプレイが最も明るいオンモード状態を表示する既定設定。
 - 2) 出荷時輝度：製造事業者が一般家庭または該当市場における用途向けに選択した工場初期既定設定。

注記：関係者の意見に基づき、EPAは、出荷時輝度と最大輝度の定義を明確にした。

- E) 画面面積：可視画像幅を可視画像高さで乗算したもの。
- F) 自動明るさ調節（ABC：Automatic Brightness Control）：周囲光に応じてディスプレイの明るさを調節する自動機構。
- G) 製品群（ファミリー）：同一の製造事業者により製造され、多くの場合において多様なハードウェア構成を伴う、1つの共通基本設計を共有するディスプレイ群を指す高次の説明。
- H) 代表モデル：ENERGY STARとして販売されラベル表示される予定のものに相当する製品構成。

注記：正確な製品代表を確保する取り組みにおいて、EPAは、製品構成に基づいた製品群と代表モデルの修正された定義を提示している。この定義は、他のENERGY STAR基準と整合している。

2 対象範囲

2.1 対象製品

- 2.1.1 ここに規定されているディスプレイの定義を満たし、外部電源装置を介して、あるいはデータまたはネットワーク接続を介して交流幹線電力から直接給電される製品は、第2.2節に示される製品を除き、ENERGY STAR適合の対象となる。本基準のもと適合の対象となる代表的な製品には、以下のものが含まれる。

- i. コンピュータモニタ。
- ii. デジタルフォトフレーム。
- iii. 表示版用ディスプレイ。および、
- iv. キーボード、映像、およびマウス（KVM）切り替え機能を有するモニタ、ウルトラシンククライアント、および他の業界固有のディスプレイを含めた、効率基準値を満たす追加製品。

2.2 対象外製品

- 2.2.1 他のENERGY STAR製品基準のもとで対象となる製品は、本基準における適合の対象にはならない。現在有効な基準書の一覧は、www.energystar.gov/productsで見ることができる。
- 2.2.2 以下の製品は、本基準における適合の対象にはならない。
- i. 可視対角線画面サイズが60インチを超える製品。
 - ii. 一体型テレビチューナーを有する製品。
 - iii. 主にテレビジョン受信器として販売されるコンピュータ入力ポート（例：VGA）を有する製品を含めた、テレビジョン受信器として販売される製品。
 - iv. コンポーネントテレビジョン受信器である製品。コンポーネントテレビジョン受信器とは、1つのモデルまたはシステム名称のもとテレビジョン受信機として販売される、2つ以上の分離した構成装置（例：ディスプレイ装置とチューナー）で構成されている製品である。コンポーネントテレビジョン受信器は、2つ以上の電力コードを有する可能性がある。
 - v. 二重機能のテレビジョン受信器／コンピュータモニタとして販売される、二重機能のテレビジョン受信器／コンピュータモニタ。
 - vi. タブレットコンピュータ（すなわち、電子リーダー、スマートフォン）。および、
 - vii. 電力管理機能を禁止する医療用装置のFDA基準を満たさなければならず、スリープモードの定義を満たす消費電力状態を持たない製品。

注記：

可視対角線画面サイズが60インチを超えるディスプレイ：現在EPAは、60インチを超えるディスプレイの消費電力についてわずかなデータしか持っていないため、本基準の対象範囲にこれら製品を含めることができない。EPAは、本基準の対象範囲を60インチを超えるディスプレイまで拡大することを検討可能な追加データを歓迎する。

医療用ディスプレイ：調査と関係者意見に基づき、医療用ディスプレイには多様に異なる特性があることが分かった。性能を損なうことなく効率化を促進するため、電力管理機能およびスリープモードの定義を満たす消費電力状態を有する診断医療用製品のみが、本基準の対象に含まれる。加えて、医療用装置のFDA基準（すなわち、耐用年限までの輝度保持の義務づけ、および電力管理機能の禁止）を満たす必要の無い製品のみが、本基準における適合の対象となる。FDA要件に関する詳細情報は、<http://www.fda.gov/MedicalDevices/DeviceRegulationandGuidance/default.htm>で入手することができる。

テレビジョン受信器基準との重複：テレビジョン受信器基準との潜在的な対象範囲の重複を取り除くため、EPAは、一体型チューナーを有する製品、明確にテレビジョン受信／コンピュータモニタの二重機能として販売される製品、およびコンポーネントテレビジョン受信機である製品を、ディスプレイ基準の対象外にすることを提案する。これら製品は、ENERGY STARテレビジョン受信器基準のもとでENERGY STAR適合になることができる。

3 適合基準

3.1 有効数字と端数処理

- 3.1.1 すべての計算は、直接測定された（端数処理をしていない）数値を用いて行うこと。
- 3.1.2 別段の規定が無い限り、基準の遵守は、いかなる端数処理を行うことなく、直接的に測定または算出された数値を用いて評価すること。
- 3.1.3 ENERGY STARウェブサイトにおける公開用に提出される、直接的に測定または算出された数値は、対応する基準値に示されているとおりに最も近い有効桁数に四捨五入すること。

3.2 一般要件

- 3.2.1 外部電源装置 (EPS) : 製品がEPSと共に出荷される場合、そのEPSは、国際効率表示協定 (International Efficiency Marking Protocol) におけるレベルV性能要件を満たし、レベルVマークが表示されていること。表示協定に関する追加情報は、www.energystar.gov/powersuppliesにて入手可能である。
- 外部電源装置は、*単一電圧外部交流-直流および交流-交流電源装置のエネルギー効率算出用試験方法 (Test Method for Calculating the Energy Efficiency of Single-Voltage External Ac-Dc and Ac-Ac Power Supplies) 2004年8月11日版*を用いて試験したときに、レベルV要件を満たしていること。
- 3.2.2 電力管理機能 :
- i. 製品は、初期設定により有効にされており、オンモードからスリープモードへの自動移行に使用することができる電力管理機能（例：初期設定により有効にされた、VESA ディスプレイ電力管理信号 (DPMS : Display Power Management Signaling) への対応）を、少なくとも1つ提供すること。
 - ii. 1つまたは複数の内部情報源から表示用コンテンツを生成する製品は、スリープモードまたはオフモードを自動的に開始させるためのセンサーあるいはタイマーが、初期設定により有効にされていること。

注記 : EPAは、ディスプレイ製造事業者が実施してきた電力管理の向上を評価している。今後も製造事業者が、占有センサー、接近センサー、タイマー機能、およびディスプレイ調光機能のような新技術を利用した革新的な電力管理機能の開発と実施を継続していくと、EPAは理解している。一部の関係者がこれら技術に関して意見を提出したが、EPAは、市場普及率や消費者にもたらす省エネルギー効果など、これら技術について理解を深めたいと考えており、必要に応じてこれら技術の幅広い応用を奨励したいと考えている。

加えて、EPAは、ディスプレイがオン状態のままにされているときの消費電力量を低減する方法について調査を行っており、スリープへの初期設定移行時間要件の実施を検討している。EPAは、本要件による影響、および既存製品において現在使用されている一般的な移行時間について、関係者の意見を歓迎する。

3.3 オンモード要件

- 3.3.1 自動明るさ調節（ABC）を提供しない、またはABCが初期設定により有効にされていない製品については、ENERGY STAR試験方法に基づき算出されたオンモード消費電力（ P_{ON} ）が、表1に基づき算出された最大オンモード消費電力要件（ P_{ON_MAX} ）以下であること。

表1: 最大オンモード消費電力要件(P_{ON_MAX})の計算

製品機種 対角線画面サイズ、 d (インチ)	P_{ON_MAX} (W)
	計算式において、 <ul style="list-style-type: none"> ▪ r = メガピクセルによる画面解像度 ▪ A = 可視画面面積であり、小数点以下第1位に四捨五入した平方インチ数
$d < 12.0$	$(6.0 \times r) + (0.05 \times A) + 3.0$
$12.0 \leq d < 25.0$	$(6.0 \times r) + (0.0145 \times A) + 4.0$
$25.0 \leq d < 30.0$	$(6.0 \times r) + (0.18 \times A) - 40.0$
$30.0 \leq d \leq 60.0$	$(0.27 \times A) + 8.0$

注記：

ディスプレイのオンモード消費電力基準値：30インチ未満のディスプレイは主に、一般的に対角線画面サイズが12インチ未満のデジタルフォトフレームと、一般的に対角線画面サイズが12インチから30インチ未満のコンピュータモニタの2種類の製品である。30インチを超えるディスプレイは通常、専用表示板（プロフェッショナル・サイネージ）として販売されている。

デジタルフォトフレーム（12インチ未満の製品）：デジタルフォトフレームは、以前のバージョン5.1基準において対象製品に追加された。2010年には、ENERGY STAR適合デジタルフォトフレームが市場の約10%を占めていた。この低い市場占有率を考慮し、EPAは、今回はこれら製品に対する性能要件を厳しくしないつもりである。しかし、最新のENERGY STAR適合製品一覧を見ると、様々な製造事業者の価格競争力のある製品が幅広く揃っていることが分かる。そのためEPAは、これら製品の現行オンモード消費電力要件を維持することを提案する。EPAは、この方針に対する意見、さらには関係者が提供を希望する追加データを歓迎する。

コンピュータモニタ（12インチから30インチ未満）：バージョン5.1基準におけるENERGY STAR適合コンピュータモニタの市場占有率は2010年に大幅に増加しており、このことは、オンモード消費電力要件の変更が妥当である可能性を示唆している。ENERGY STARディスプレイパートナーの適合および非適合製品の調査によって、EPAのデータが現在市販されているモデルを代表していることが示された。モデルの上位約25%にあたる性能を示す、新たな個別のオンモード消費電力計算式が提案されている。具体的には、2.074MPという最も一般的な解像度を有するモニタの場合、人気の高い18インチ～24インチのサイズ範囲においてモデルの21%が適合となる。EPAの最新データは、提案されている基準水準において入手可能であり費用効果のある、様々な製造事業者による多種多様な製品に対応している。EPAは、これらオンモード消費電力要件に対する意見、および関係者が共有を希望する追加データを歓迎する。

専用表示板（プロフェッショナル・サイネージ）（30インチから60インチ）：30インチを超えるディスプレイ、すなわち専用表示板（プロフェッショナル・サイネージ）製品は、以前のバージョン5.1基準において対象製品に追加された。2010年には、ENERGY STAR専用表示板製品は市場の10%未満を占めていた。この低い市場占有率を考慮し、EPAは、今回はこれら製品に対する性能要件を厳しくしないつもりである。しかし、最新のENERGY STAR適合製品一覧を見ると、様々な製造事業者から価格競争力のある製品が幅広く揃っていることが分かる。そのためEPAは、これら製品の現行オンモード消費電力要件を維持することを提案する。EPAは、この方針に対する意見、さらには関係者が提供を希望する追加データを歓迎する。

解像度：多くの関係者が、解像度がディスプレイのオンモード消費電力に直接影響を与える事例を紹介し、オンモード消費電力が可視対角線画面面積とは関係無く増加傾向にあることを示した。そのためEPAは、オンモード消費電力計算式において解像度を維持することを決めた。解像度に対するメガピクセルあたり6Wの許容値案は、様々な製品サイズのENERGY STAR適合製品に見られる解像度とオンモード消費電力の相関関係の分析に基づいている。しかしEPAは、一部の関係者から、より低いW/MPの方が適切であることを示唆する追加意見を受け取っており、引き続き、オンモード消費電力計算式において解像度を考慮するEPAの提案に関して情報を求める。

データ/ネットワーク接続機能：データ/ネットワーク能力を有する製品のオンモードにおいて、主要機能による比較的大きな消費電力に比べて、これら能力による消費電力が比較的小さいことを考慮し、EPAは、オンモードにおける追加的な消費電力を相殺する追加許容値を提案していない。EPAは引き続き、これら能力に起因するスリープモードにおける追加の消費電力について、関係者の意見を歓迎する。

3.3.2 自動明るさ調節（ABC）が初期設定により有効にされている製品については、計算式1により算出されたオンモード消費電力（ P_{ON} ）が、表1に基づき算出された最大オンモード消費電力要件（ P_{ON_MAX} ）以下であること。

計算式1： 初期設定によりABCが有効にされている製品の オンモード消費電力の計算

未定

注記：EPAおよび米国エネルギー省（DOE）は、初期設定により有効にされているABCに関連する測定を、改善したいと考えている。EPAとDOEの両機関は、室内照度の試験条件について消費者の使用を代表しているべきであると考えている。EPAは、間もなく公表予定の、DOEによる、初期設定により有効にされたABCに関するテレビジョン受信器試験条件案の採用を提案する。EPAは、このDOEの試験方法が確定した時点で採用する予定であり、またテレビジョン受信器のバージョン6.0基準草案と整合するように、テレビジョン受信器の試験に関するDOEの提言を参照している。EPAは、今秋後半に公表される次回のディスプレイ基準草案に、ABCの取扱いに関する修正案を含めたいと考えている。

3.3.3 低電圧直流電力源から給電される製品については、計算式2により算出されたオンモード消費電力（ P_{ON} ）が、表1に基づき算出された最大オンモード消費電力要件（ P_{ON_MAX} ）以下であること。

計算式2： 低電圧直流電力源から給電される製品の オンモード消費電力の計算

$$P_{ON} = P_L - P_S$$

上記の式において、

- P_{ON} は、算出されたオンモード消費電力
- P_L は、負荷として被試験機器（UUT: unit under test）を有する低電圧直流電力源の交流消費電力
- P_S は、当該電力源の交流電力供給による限界損失

注記：試験方法および適合基準値は、低電圧直流電力源により給電される製品の試験に関する指針、およびこれら製品のオンモード消費電力を判断する方法を明確にするために修正された。

3.4 スリープモード要件

3.4.1 スリープモード消費電力測定値 (P_{SLEEP}) は、表2に示されている最大スリープモード消費電力要件 ($P_{\text{SLEEP_MAX}}$) 以下であること。

表2: 最大スリープモード消費電力要件 ($P_{\text{SLEEP_MAX}}$)

$P_{\text{SLEEP_MAX}}$ (W)
0.5

3.4.2 2つ以上のスリープモード（例：「スリープ」および「ディープスリープ」）を提供する製品については、どのスリープモードにおけるスリープモード消費電力測定値 (P_{SLEEP}) も、最大スリープモード消費電力要件 ($P_{\text{SLEEP_MAX}}$) を超えないこと。

注記：関係者は、0.5Wの基準値では、データ/ネットワーク能力を有するディスプレイが適合することができないという懸念を示したが、EPAは、本要件を再検討するための十分なデータを受け取っていない。多くのENERGY STAR適合ディスプレイは既に0.5W基準を満たすことが可能である。EPAは、スリープモードにおいて消費電力を増加させる周辺機器またはデータ/ネットワーク能力のような追加特性について、意見およびデータを歓迎する。

3.5 オフモード要件

3.5.1 オフモード消費電力測定値 (P_{OFF}) は、表3に示されている最大オフモード消費電力要件 ($P_{\text{OFF_MAX}}$) 以下であること。

表3: 最大オフモード消費電力要件 ($P_{\text{OFF_MAX}}$)

$P_{\text{OFF_MAX}}$ (W)
0.5

注記：現時点の適合製品および提出されたデータの分析によると、オフモードを有するENERGY STAR適合ディスプレイの大多数が、既に0.5Wの基準値を満たしている。そのためEPAは、欧州委員会 (EC: European Commission) エコデザイン規制No 1275/2008におけるオフモード要件と整合するように、オフモードにおける0.5Wの基準値案を維持することを決めた。

3.6 輝度報告要件

3.6.1 出荷時輝度および最大輝度を報告すること。

注記：最大画面輝度と比較して、またどのように製品が試験されているかに関連して、製品がどのように市場に出荷されているかを理解するために、引き続き製造事業者に対して出荷時の輝度および最大輝度を提供するように求めることを、EPAは提案する。

4 毒性および再生利用の要件

4.1.1 ディ스플레이製品は、制限された水準において以下の物質を含んでいること。均質物質における重さにより許容される最大濃度値は、鉛 (0.1%)、水銀 (0.01%)、カドミウム (0.01%)、六価クロム (0.1%)、多臭素化ビフェニル (PBB) (0.1%)、またはポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE) (0.1%) である。バッテリーは除外される。

- 4.1.2 ディスプレイ製品は、外部筐体、付属筐体、ケースおよび電子部品組み立て部が、一般的に入手可能な道具を利用して、手作業あるいは再資源事業者の自動処理により簡単に取り外すことができるように、容易な分解性および再利用可能性を考慮して設計されていること。製品は、特殊な取扱を要する物質を簡単に入手したり取り外したりする方法を特定し提供すること。

注記：提示されている毒性要件と遵守方法は、ディスプレイにも適用される欧州連合のRoHS指令と一致している。RoHS指令は、正式には電気および電子機器における特定有害物質の使用制限に関する欧州議会および欧州理事会の指令2002/95/ECとして知られるものであり、2005/618/ECにより改正され、2006年に発効した。したがって、現在EU RoHS指令を満たす製品は、本毒性要件を満たすことになる。一部の場合において、RoHS指令は、特定の物質に対して固有の限定的な適用除外を認めており、適用除外の有効期限を設けている。EPAは、RoHS指令のもと一定期間にわたり適用を免除される物質が、ディスプレイ製品において一般的に見られる構成装置に利用されているかを知るために、関係者からの意見を歓迎する。RoHS指令のもと適用除外とされる物質の一覧は、以下のURLのAnnex IIIにおいて見ることができる。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:174:0088:0110:EN:PDF>

容易な分解性および再利用可能性を考慮した設計に関する提案は、既存のIEEE 1680.1規格と整合している。調査を通じて、EPAは、市場における多くのディスプレイ製造事業者が既に本要件を満たしていることを知った。将来の基準改定において、EPAは、製品の再生利用可能性の向上と、製品における再生利用部品の増加を確保する追加要件を提案したいと考えている。

EPAは引き続き、現行の報告の取り組みと適切な品質保証書の維持が、本要件の遵守を示すために必要であると考えている。

5 試験要件

5.1 試験方法

- 5.1.1 被試験機器（UUT）を試験する際には、表4に示される試験方法を使用して、ENERGY STAR適合を判断すること。

表4: ENERGY STAR適合に関する試験方法

対角線画面サイズ d (インチ)	試験方法
すべての画面サイズ	ディスプレイのENERGY STAR試験方法 2011年9月改定 IEC 62087, Ed 3.0 : 音響、映像、および関連機器の消費電力測定方法 (Methods of Measurement for the Power Consumption of Audio, Video and Related Equipment) IEC 62301, Ed 2.0 : 家庭用電気製品一待機時消費電力の測定 (Household Electrical Appliances - Measurement of Standby Power)

注記：すべてのディスプレイサイズに対してIEC 62087 Ed 3.0を使用することに関する関係者の積極的な意見に基づき、EPAは本提案を維持し、すべてのサイズにわたり本規格の使用を決定した。EPAは引き続き、IEC 62087を使用して試験できない製品について、関係者の意見を歓迎する。

5.2 試験に必要な台数

- 5.2.1 以下の要件に従い、代表モデルを試験用を選択する。

- i. すべての製品機種における製品群（ファミリー）の適合については、その製品群内における各製品区分について最大の消費電力を示す製品構成を代表モデルと見なすこと。

注記：EPAは、適合の目的のため、製品群（ファミリー）における各製品区分について最大の出荷時消費電力を示す製品構成が、代表モデルとして見なされることを明確にした。一部の関係者は、同一モデル系列の製品を別の製品群（ファミリー）として適合できるようにすることを求めた。EPAは、この製品群（ファミリー）の規定が適合と試験を促進することを意図しており、増大傾向にある試験と適合の負担の選択については製造事業者委ねている。

6 ユーザーインターフェース

- 6.1.1 製造事業者、*IEEE P1621：オフィス／消費者環境において使用される電子機器の電力制御におけるユーザーインターフェース要素の規格 (Standard for User Interface Elements in Power Control of Electronic Devices Employed in Office/Consumer Environments)* という、ユーザーインターフェース規格に従って、製品を設計することが奨励される。詳細については、<http://eetd.LBL.gov/Controls>を参照する。IEEE P1621を採用しない場合、製造事業者は、導入しない論理的根拠をEPAに提供すること。

7 発効日

- 7.1.1 **発効日：**ENERGY STARディスプレイ基準バージョン6.0は、2012年9月30日に発効する。ENERGY STARに適合するためには、製品モデルは、製造日の時点で有効なENERGY STAR基準を満たしていること。製造日とは、各機器に固有であり、機器が完全に組み立てられたと見なされる日（例：年月）である。
- 7.1.2 **将来の基準改定：**技術および／または市場の変化が、消費者、業界、あるいは環境に対する本基準の有用性に影響を及ぼす場合に、EPAは本基準を改定する権利を有する。現行方針を遵守しながら、基準の改定は、関係者の協議を通じて行われる。基準が改定される場合には、ENERGY STAR適合がモデルの廃止まで自動的に認められないことに注意すること。

注記：EPAは、バージョン6.0基準の確定版を2011年12月に公表したいと考えている。そのため、上記の発効日によって製造事業者には、新要件に準拠するように認証機関と協力し、製品印刷物の更新を行う時間が与えられる。2012年9月30日以降は、EPAに承認された認証機関により第三者認証されたモデルのみが、ENERGY STAR適合製品一覧に掲載される。製品の適合に関する詳細情報は、基準の最終草案とともに提供される予定である。第三者認証に関する情報については、www.energystar.gov/3rdpartycertを参照すること。